

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第48号

静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年静岡県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(認定及び通知)</p> <p>第3条 実施機関は、災害の認定をしたときは、速やかに、別記様式第2号により所属長等にその旨を通知するとともに、その災害が公務又は通勤により生じたものであると認定したときは別記様式第3号により補償を受けべき者に、その災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは次に掲げる事項を記載した書面により被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 実施機関の<u>長</u>の職氏名</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、<u>心筋こうそく</u>、心停止（心臓性突然死を含む）、心室細動等の重症の不整脈、<u>肺そく栓症</u>、<u>大動脈りゅう破裂</u>（<u>解離性大動脈りゅうを含む</u>）、くも膜下出血、脳出血、<u>脳血栓症</u>、<u>脳そく栓症</u>、<u>ラクナこうそく</u>又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</p> <p>(9)・(10) (略)</p>	<p>(認定及び通知)</p> <p>第3条 実施機関は、災害の認定をしたときは、速やかに、別記様式第2号により所属長等にその旨を通知するとともに、その災害が公務又は通勤により生じたものであると認定したときは別記様式第3号により補償を受けべき者に、その災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは次に掲げる事項を記載した書面により被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 実施機関の職氏名</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、<u>心筋梗塞</u>、心停止（心臓性突然死を含む）、心室細動等の重症の不整脈、<u>重篤な心不全</u>、<u>肺塞栓症</u>、<u>大動脈解離</u>、くも膜下出血、脳出血、<u>脳梗塞</u>又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</p> <p>(9)・(10) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第1号から別記様式第3号（その2）まで、別記様式第5号及び別記様式第6号中「実施機関の

長」を「実施機関」に改める。

別記様式第7号中「実施機関の長」を「実施機関」に改め、同様式〔注意事項〕3中「係る年金」を「係る休業補償」に改める。

別記様式第7号の2から別記様式第17号まで及び別記様式第19号の2から別記様式第21号までの規定中「実施機関の長」を「実施機関」に改める。

別記様式第24号（その1）中

<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
年 月 日生

を

年 月 日生

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている請求書等及び作成されている災害補償記録簿は、改正後の静岡県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の相当する様式により提出された請求書等及び作成された災害補償記録簿とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。